

児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正について

障害者施設課
障害福祉課
保健予防課
子ども家庭支援課

1 経緯

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成22年12月10日に公布され、児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正された。

2 改正概要

(1) 障害児通所支援の一元化（別紙参照）

障害者自立支援法の規定による児童デイサービスと児童福祉法の規定による知的障害児通園事業等に分かれている障害児の通所支援は、改正児童福祉法により、同法の障害児通所支援（児童発達支援）に一元化される。

(2) 児童発達支援センターの設置

児童福祉法の知的障害児通園施設等は、改正法による児童発達支援センターに移行し、障害児通所支援（児童発達支援）、障害児の相談支援事業、保育所等訪問支援事業（※）を実施する。

※保育所等訪問支援事業・・・保育所や幼稚園等の施設を訪問し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うもの

(3) 支給決定手続きの変更（別紙参照）

市町村は、障害児通所支援及び障害福祉サービスの支給の要否決定を行う場合、障害児の保護者や障害者に対して、新たに区市町村が指定する相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案若しくはサービス等利用計画案又は省令で定める計画案（障害児の保護者や障害者が作成するセルフケアプラン等）の提出を求める。

3 施行日

平成24年4月1日

なお、障害児支援利用計画案とサービス等利用計画案の提出を求める対象については、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに全ての障害児又は障害者を対象とする。

4 区の対応

区は平成24年4月以降、次のとおり対応する。

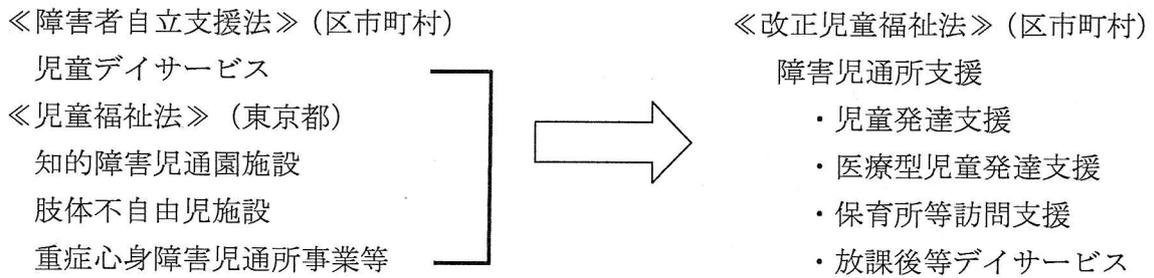
(1) 障害児通所支援の実施体制

子ども発達センター（ウエルピアかつしか内）を児童発達支援センターへ移行し、知的障害児通園事業と児童デイサービスを改正児童福祉法による児童発達支援として実施する。

(2) 相談支援体制の整備

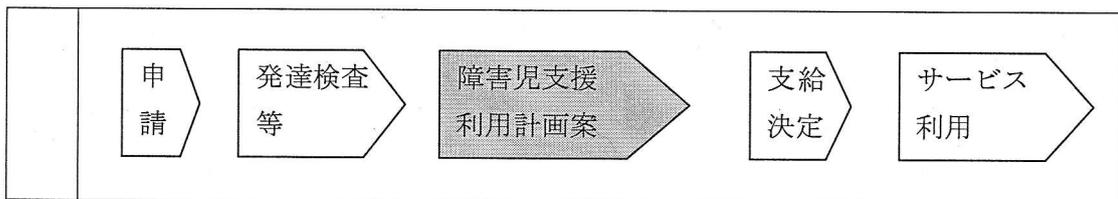
改正児童福祉法及び改正障害者自立支援法の規定による相談支援事業者として自立生活支援センター（ウエルピアかつしか内）と子ども総合センター（子ども家庭支援課）を指定し、自立生活支援センターでは障害福祉サービスと子ども発達センターの利用に関する相談支援業務を行い、子ども総合センターでは、主に区内民間療育施設の通所に関する相談支援業務を行う。

1 障害児通所支援の一元化



2 支給決定手続きの変更

(1) 改正児童福祉法による通所支援の支給決定プロセス



(2) 改正障害者自立支援法による障害福祉サービスの支給決定プロセス

